

●立憲主義とは

立憲主義とは「国民の権利・自由を保障すること」を第一の目的として、権力者を拘束する原理です。近代以前の社会でも権力者がその社会をどう統治するのかの基本構造について定めた「憲法（統治のルール）」は存在しましたが、その「憲法」は権力者が自由に変えることができ、人々は権力者の意のままに不公平なルールを押しつけることもありました。

立憲主義の考えは古代ギリシャ・ローマ時代にすでにあり、人間の自由を守るために政治権力をいくつかに分け、相互に牽制させ、権力の乱用を防ごうという試みが行われていましたが、当時の憲法は主に「統治のルール」として、主に権力者による統治を正当化する役割を果たすものでした。中世になると、国王や貴族・封建領主、教会のような権力が互いに牽制し合うことで一種の権力分立状態ができました。また、特権階級が既得権を守るため、国王といえども従わなければならない「根本法」があるという考えが出てきました。

身分制や権力者による市民への抑圧に疑念を持ち、「一人ひとりの自由を最優先させるべきだ」と唱えたジョン・ロックや、市民の政治参加を唱えたジャン＝ジャック・ルソーなどの啓蒙思想は、アメリカ独立革命やフランス革命に大きな影響を与え、「人権保障」と「権力分立」を特徴とする近代憲法が作られました。そしてこの考え方は、現在の先進国に共通する価値観となっています。

このように近代以降の憲法は、国家権力から国民の自由を守るためにつくられたの

で、権力者がどのような権力を持ち、どのように行使できるかを定め、憲法は権力者の上位に立ち、権力者に歯止めをかけるものであるという立憲主義の考えが元になっています。

「個人の尊重が国家の基本的な価値である」ことが中心で、それを実現するために立憲主義が採用されているといってもいいでしょう。故に、憲法には必ず人権保障と、国家の権力を分ける権力分立（三権分立）の定めが必要となります。

国家は、個人の自由を制限し、有無を言わず従わせる権力を行使し、国民を支配するという本質をもっています。立憲主義に基づく憲法とは、人々が強大な権力をもつ国王や領主たちに支配され、日々の生活から職業や結婚、宗教や人生観にいたるまで、がんじがらめに縛られていた時代に逆もどりしないように、国家権力をあらかじめ制限し、国民の自由を侵害させないようにするものです。

こうした理由から、近代以降の憲法には国民の義務を定める規定はきわめて少なく、自由と人権を保障する規定が中心となっています。

立憲主義的憲法は民主国家においても採用され、民主的な手続きによって選ばれた代表の治める国、つまり国民自身の多数意思であっても、憲法の定めには反することはできません。

（赤ペンチェック自民党憲法改正草案）P 7